

農業主導型6次産業化整備事業実施要領

〔平成22年4月1日付け21経営第7119号〕
農林水産省経営局長通知

第1 趣旨

近年、農家等の農業所得は減少傾向にあり、これに伴い農村経済の疲弊が顕在化している。こうした中で、農業・農村の将来的な発展を図るためには、地域農業のけん引役として期待される農業法人等の経営体が農業生産にとどまらず、これを起点として、加工・販売等の分野にまで経営の多角化を進め、これから生じる新たな付加価値を農業経営に取り込むことが重要となっている。

こうした取組は、個々の経営の所得の向上に資することはもとより、地域における新たな雇用の創出等を通じて、地域の農業者の所得の向上や地域の活性化につながることを期待される。

しかしながら、このような取組はいまだ点的な存在にとどまっており、また、その規模も他産業と比べて零細なものとなっている。

このため、農業経営の複合化・多角化を図ろうとする農業法人等に対して、これに必要となる機械・施設等の整備を国が直接支援することにより、農業経営の6次産業化を一層推進する。

第2 目標

本事業は、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21総合第2074号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）及び第1の趣旨を踏まえ、農業経営の6次産業化による農業所得の向上及び新たな雇用の創出並びに意欲ある経営体の育成等による地域の活性化に資するものとする。

第3 事業の実施

1 事業実施主体

要綱別表1の事業実施主体は、6次産業化法人（農業生産のみならず、加工・流通・販売等についての新たな取組を行う農業法人等をいう。以下同じ。）及び連携法人（6次産業化法人と連携・協力して生産活動を行う農業法人等をいう。以下同じ。）であり、次の要件を満たすものとする。

(1) 6次産業化法人及び連携法人の組織の形態は、次に掲げるとおりとする。

- ア 農業経営を行う法人（ただし、農業協同組合及び農業協同組合連合会は除く。）
- イ ア以外の農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものであって、耕作又は養畜に要する費用をすべての構成員が共同して負担しており、これに係る利益をすべての構成員に対して配分しているものに限る。）

(2) 6次産業化法人及び連携法人は次のアからオまでの要件をすべて満たすものとする。なお、連携法人にあっては、カ及びキの要件も満たすものとする。

- ア 構成員に3戸以上の農家を含み、かつ、当該農家が議決権の過半を占める等当該法人又は団体の事業活動を実質的に支配すると認められること。
- イ 農業経営を改善するための計画を有していること。
- ウ 農畜産物の生産を行うこと。
- エ 資本金の額又は出資の総額が3億円以下のもの及び常時使用する従業員の数が300人以下のものであること（以下「中小企業」という。ただし、中小企業以外から出資を受ける子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に定める子会社をいう。以下同じ。）並びに土地及び労務の出資のみを行うものは除く。）。
- オ 構成員に3戸以上の農家を含まない法人又は団体にあつては、地域からの常時雇用者を3名以上雇用している又は常時雇用者が新たに3名以上となる目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
- カ 6次産業化法人と目標年度までの期間以上の取引契約（原料供給契約等）を締結していること。
- キ 6次産業化法人の子会社でないこと。

2 事業内容

要綱別表1に規定する事業内容は次に掲げるものをいう。

- (1) 6次産業化法人が加工・流通・販売等についての新たな取組を行う場合に必要となる機械・施設等の整備及びこれと併せて行う農畜産物の生産に必要な機械・施設等の整備とする。なお、「加工・流通・販売等についての新たな取組（以下「新たな取組」という。）」とは、次に掲げる取組等とする。
 - ア 6次産業化法人が、自ら生産した農畜産物を利用して新たに加工・流通・販売等のいずれか又はすべてに取り組むこと。
 - イ 6次産業化法人が既に取り組んでいる加工・流通・販売等の取組を拡充するため、生産量の増加、品質の向上又は新たな品目に係る農畜産物の加工・流通・販売等のいずれか又はすべてに取り組むこと。
- (2) 連携法人が(1)の整備と併せて行う農畜産物の生産に必要な機械・施設等の整備とする。

3 補助対象経費の範囲

要綱別記2の補助対象経費の欄に定めるとおりとする。

4 補助率及び上限額

- (1) 6次産業化法人が事業実施主体となる場合の補助率は1/2以内（ただし、農業用機械及びその附属施設については1/3以内。）とする。なお、補助の上限額は5千万円とする。
- (2) 連携法人が事業実施主体となる場合の補助率は1/3以内とする。なお、補助の上限額は5千万円とする。

5 成果目標

要綱第4の1の農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）が別に定める成果目標は次のとおりであり、6の目標年度までにこれを達成するものとする。

(1) 所得向上に関する成果目標

6次産業化法人の農業経営に関する売上高が、申請時に比べ3千万円以上増加するか又は売上高の割合が申請時に比べて30%以上増加するかのいずれかの高度な目標を設定する。

(2) 雇用の創出に関する成果目標

6次産業化法人が、地域からの雇用者を、新たに延べ240人・日以上増加させる目標を設定する。（常時雇用者1人は、240人・日に換算する。）

(3) 地域の活性化に関する成果目標

6次産業化法人が、耕作放棄地の活用、生産技術の普及又は研修生の受け入れ等地域が抱える課題に応じた目標を設定する。

6 目標年度

要綱第4の1の経営局長が別に定める成果目標の目標年度は、農業主導型6次産業化整備事業実施計画（以下「事業実施計画」という。様式第1－2号）の承認年度から起算して4年度目とする。

第4 事業の実施手続

1 事業実施計画の作成

要綱第5の1の経営局長が別に定める事業実施計画は次により作成するものとする。

(1) 作成主体

事業実施計画は、6次産業化法人が作成するものとする。なお、事業実施主体に連携法人を含む場合には、当該法人の同意を得て作成するものとする。

(2) 事業実施計画の内容

事業実施計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 6次産業化法人及び連携法人の概要
- イ 6次産業化法人及び連携法人の構成員
- ウ 6次産業化法人及び連携法人の経営状況
- エ 6次産業化法人及び連携法人の現状及び課題
- オ 目標設定
- カ 目標設定の考え方
- キ 機械・施設等の整備計画
- ク 事業費低減の方策
- ケ 関連事業
- コ 機械・施設等の利用計画
- サ 費用対効果分析

2 公募手続及び事業実施計画の承認手続

公募手続及び事業実施計画の承認手続は次により行うものとする。

- (1) 6次産業化法人は、農山漁村6次産業化対策事業に係る公募要領（平成22年3月5日付け21総合第1907号大臣官房環境バイオマス政策課長、大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長通知）の規定に基づき、地方農政局等（北海道にあっては農林水産省経営局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）を経由して経営局長に応募申請を行うものとする。
- (2) 地方農政局等は、6次産業化法人から提出のあった申請書類を確認し、これに意見を付して経営局長に提出するものとする。
- (3) 公募において、事業実施主体となり得る候補者となった6次産業化法人は、農業主導型6次産業化整備事業実施計画承認申請書（様式第1-1号）及び事業実施計画を当該法人が所在する都道府県を管轄する地方農政局長等（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出し、その承認を受けるものとする。

なお、事業実施計画の提出を受けた地方農政局長等は、当該事業実施計画に連携法人が含まれている場合であって、かつ6次産業化法人及び連携法人の所在する都道府県を管轄する地方農政局等が異なるときには、連携法人が所在する都道府県を管轄する地方農政局長等に当該事業実施計画の写しを送付し、必要な調整を図るものとする。

- (4) 地方農政局長等は承認に先立ち、事業の適正な執行の確保のため、関係市町村等に対し、事業実施主体の評価、事業用地の確保、事業実施が周辺の土地利用等に与える影響等について現地で意見照会を行うものとする。
- (5) 地方農政局長等は事業実施計画を承認したときは、事業実施計画の写しを経営局長に提出するとともに、インターネットのホームページへの掲載等により公表するものとする。なお、提出を受けた経営局長もこれと同様の方法により公表するものとする。

3 事業実施計画の承認基準

- (1) 要綱第4の1の別記1の経営局長が別に定める事業実施計画の承認基準は、次のとおりとし、地方農政局長等は次の要件をすべて満たす場合に限り、事業実施計画の承認を行うものとする。
 - ア 事業規模（総事業費）が1億円以上の事業を実施する場合にあっては、事業実施主体は5年以上の経営経験を有しているものとする。
 - イ 事業実施主体の定款、規約等に農業経営の6次産業化への取組内容が明記されているものとする。
 - ウ 機械・施設等の利用計画が適正であり、それが確実に履行されると認められるものとする。
 - エ 機械・施設等の能力及び規模が、事業実施主体の事業内容及び経営状況に照らして適正であるものとする。
 - オ 新たな取組と併せて行う農畜産物の生産に必要な機械・施設等の整備は、新たな取組で整備する機械・施設等に見合う適正な規模及び内容のものに限るものとする。

のとする。

カ 「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業における費用対効果分析の実施について」（平成17年4月1日付け16生産第8452号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知）により妥当投資額を算出した投資効率が、1.0以上となっているものとする。

キ 機械・施設等の管理及び運営に当たり、収支計画が明らかになっており、収支の均衡がとれていると認められるものとする。また、加工・販売・食材供給等の機能を有する施設等については、当該施設等で取り扱う農畜産物の仕入・販売（販路）等に関する計画が明らかになっているものとする。

ク 事業実施主体の経営状況について、直近3年間において収支率（総収入／総支出）が80%以上となっており、かつ直近年においては100%以上となっているものとする。なお、機械・施設等の整備に関して、事業実施主体負担分の適正な資金調達と償還計画及び維持管理計画が策定されているものとする。

ケ 事業を通じて導入する機械・施設等並びに営農上の新技術について、現地での効果の発現等が十分に確認されているものとする。

コ 主たる受益地が、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域であるものとする。

サ 過去において、当該事業実施主体が他の補助事業により機械・施設等を整備している場合にあっては、その機械・施設等の利用状況が計画に照らし、直近3年間で70%以上利用されているものとする。

シ 補助事業費は、当該機械・施設等を整備する都道府県において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、地域の実情等に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。

なお、事業費の低減を図るため適切と認められる場合は、直営施行を積極的に認めることとし、その場合において、当該直営施行に係る人力施工費の全額又はそのうち資材費のみを補助の対象とすることができるものとする。

ス 自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を本事業に切り替えて補助の対象とすることは、認めないものとする。

セ 既存施設又は資材の有効利用等の観点からみて、新品新材を利用するほか、増築、改築、併設等を実施するに当たり、古品古材の利用に努めるものとする。

ソ 補助の対象とする機械・施設等は、原則として、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

タ 新規作目を導入する場合又は初期投資の負担軽減を図る場合等については、新品に比べ同程度の能力を有する中古農業機械を補助の対象とするものとする。（残存耐用年数が2年以上のものに限る。また、この場合の中古農業機械は整理合理化通知に示された基準を適用しないものとする。）

チ 個人機械・施設等及び目的外使用のおそれの多い機械・施設等は、補助の対象としないものとする。

ツ 既存の機械・施設等の代替として、同種、同規模及び同効用のものを再度整備すること（いわゆる更新）並びに補助の対象とする施設のうち附帯施設のみの整

備は、補助の対象としないものとする。

テ 補助の対象となる機械・施設等の附帯施設としての温室管理施設、育苗箱、パレット、コンテナ、運搬台車であって低額なもの及びフォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。）は補助の対象としないものとする。

(2) 要綱別記2の特認施設等とは、農業経営の6次産業化のため、地方農政局長等が特に必要と認める機械・施設等であり次に掲げるもの等とする。

ア 複合経営促進施設

栽培機能の他に育苗機能等を併せ持つ生産施設であり、別途、防除・土づくり・資材保管等に関する計画が整理されているもの。

イ 高生産性農業用機械施設に含まれない機械

農業用機械施設の補助対象範囲の基準について（昭和57年4月5日付け57農蚕第2503号農林水産省構造改善局長、農林水産省農蚕園芸局長、農林水産省畜産局長、農林水産省食品流通局長、林野庁長官通知。以下「整理合理化通知」という。）に規定する機械に含まれたことのないもので、新品種、新技術等に対応したもの。

4 事業の着工

(1) 事業の着工（機械の発注を含む。）は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急、かつ、やむを得ない事情がある場合には、地方農政局長等に事前に届け出ることにより、交付決定前に着工することができるものとする。

(2) 事業の施工は、原則として事業実施計画の承認のあった年度内で完了するものとする。

5 事業実施計画の重要な変更

要綱第5の2の経営局長が別に定める事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものであり、事業実施計画の承認手続に準じて行うものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 成果目標の変更
- (3) 事業実施主体の変更
- (4) 事業実施期間の変更
- (5) 施工箇所及び設置場所の変更
- (6) 補助事業費又は事業量の30%を超える変更
- (7) 機械・施設等の新設又は廃止

第5 事業の評価

要綱第8の経営局長が別に定める事業の評価は、成果目標、機械・施設等の利用状況、事業の実施状況等（以下「成果目標等」という。）について、次により行うものとする。

1 自己点検

6次産業化法人は、目標年度までの毎年度、農業主導型6次産業化整備事業自己点

検報告書（以下「点検報告書」という。様式第2-2号）により自己点検を行い、農業主導型6次産業化整備事業自己点検報告書の提出について（様式第2-1号）及び点検報告書を当該年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長等に提出するものとする。なお、目標年度において成果目標等が達成されなかったときは、次年度以降も継続して自己点検を実施するものとする。

2 点検評価

地方農政局長等が行う点検評価は、次により行うものとする。

- (1) 地方農政局長等は、6次産業化法人から点検報告書の提出を受けたときは、これについて、農業主導型6次産業化整備事業点検評価書（以下「点検評価書」という。様式第3号）により点検評価を行い、その結果を8月末日までに6次産業化法人に対して通知するものとする。また、指導すべき事項がある場合には必要に応じて改善指導を行うものとする。
- (2) 6次産業化法人は、(1)の通知において成果目標等の達成状況が不十分である等の指摘を受けた場合には、当該指摘に係る事項が翌年度までに改善されるよう最大限努めるものとする。
- (3) 地方農政局長等は点検評価を行ったときは、点検評価書の写しを経営局長に提出するとともに、インターネットのホームページへの掲載等により公表するものとする。なお、提出を受けた経営局長はこれを取りまとめ、同様の方法により公表するものとする。
- (4) 地方農政局長等は、目標年度の翌々年度までに成果目標等が達成されず、かつ、改善の目処が立たないと判断したときは事業を取り止めるなど、適切な措置を講じるものとする。なお、成果目標等の達成を阻害する要因が自然災害等事業実施主体の責に帰すべきものでない場合には、この限りでない。

第6 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成22年度から平成26年度までとする。

第7 国が行う必要な措置

要綱第10の3の経営局長が別に定める必要な事項は次に掲げるものとする。

1 推進指導

地方農政局長等は、地域の実態に即した本事業の効果的な推進が図られるよう、都道府県、市町村等との密接な連携を図り、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

なお、地方農政局長等が行う事務のうち、次に係る事務については、地方農政事務所長と連携・協力して行うものとする。

- (1) 事業の普及推進
- (2) 事業の実施に係る情報収集
- (3) 地方農政局長等と事業実施主体等との連絡・調整

2 事業の適正な執行の確保

- (1) 地方農政局長等は、事業実施主体に対し、本事業の実施に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）その他の法令及びこの要領の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は本事業の適正な推進を図るため、必要な指導及び助言を行うものとする。
- (2) 地方農政局長等は、事業実施主体に対し、本事業の実施に関し、監督上必要があるときは、その対象事業を検査するとともに、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずるものとする。
- (3) 地方農政局長等は、事業実施主体に対し、本事業の効果等の検証を目的として、調査を求め、報告又は資料の提出を求めるとともに、指導監督を行い、必要な措置を講じるものとする。
- (4) 地方農政局長等は、事業実施計画の承認及び補助金事務の実施に当たっては次に留意するものとする。

ア 事業実施計画承認申請時

次により、事業実施主体の経営状況、事業実施の確実性等について確認する。

a 事業実施主体の経営状況

直近3年間の経営状況について、決算書報告書（貸借対照表、損益計算書等）、監査報告書等により確認する。

b 事業実施の確実性等

預金残高証明書、融資決定通知等補助金以外の事業資金が確実に調達できることを証する資料により確認する。

イ 補助金交付申請時（指令前着工届提出時）

施工業者との工事請負契約書（写し）により事業費を確認する。

ウ 契約の入札

入札に立ち会い、落札価格を確認する。

エ 補助金概算払い請求時

次により、事業の実施状況を把握・確認する。

a 施工業者への事業費の支払を証する資料

会計帳簿、振込受付書等により事業実施主体に入金された金額が施工業者へ速やかに支払われているかを確認する。

b 施工業者が事業費を受領したことを証する資料

領収書の写し、施工業者への問い合わせ等により、施工業者が事業実施主体から事業費を受領していることを確認する。

c 工事進捗状況の現地確認

請負契約書及び工事の現場監督者等から事業の出来高等を確認し、証拠書類と会計帳簿の照合等により進捗状況がそれを踏まえたものとなっているかを確認する。

オ 事業実績報告時及び事業完了検査時

次により、事業が完了していることを確認するとともに、事業費が適正に支出

- ・受領されていることを確認する。
 - a 施工業者への事業費の支払を証する資料
会計帳簿、振込受付書等により事業実施主体に入金された金額が施工業者へ速やかに支払われているかを確認する。
 - b 施工業者が事業費を受領したことを証する資料
領収書の写し、施工業者への問い合わせ等により、施工業者が事業実施主体から事業費を受領していることを確認する。
 - c 工事完了時又は額の確定に当たっての現地確認
出来高設計書、検査調書、引き渡し書、納品書等により、工事の適正な完了を確認する。
- カ 事業完了後
- 次により、目標年度までの毎年度、点検報告書の提出時に事業が適正に実施されていることを確認する。
- a 経営状況関係資料
直近の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）、監査報告書等により経営状況を確認する。
 - b 現地確認
現場責任者等から機械・施設等の稼働状況について聴取し確認する。

第8 透明性の確保

地方農政局長等は事業の実施状況等について、随時インターネットのホームページに掲載するなど、情報の開示を行うことにより、事業の透明性の確保に努めるものとする。

第9 他の施策との関連

1 農山漁村における女性の参画の推進

本事業の実施に当たっては、「農山漁村の男女共同参画社会の形成に関する総合的な推進について」（平成11年11月1日付け11農産第6825号農林水産省経済局長、農林水産省統計情報部長、農林水産省構造改善局長、農林水産省農産園芸局長、農林水産省畜産局長、農林水産省食品流通局長、農林水産省農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、林野庁長官、水産庁長官通知）に配慮するものとする。

2 環境と調和のとれた農業生産活動

本事業の実施に当たっては、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に配慮するものとする。

3 木材利用の推進

本事業の実施に当たっては、「農林水産省木材利用推進計画」（平成21年12月策定農林水産省）に配慮するものとする。

第10 その他

本事業の実施に当たっては、要綱及び本要領に定めるもののほか、農業主導型6次産業化整備事業補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについて（平成22年4月1

日付け21経営第7120号経営局長通知) によるものとする。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

(様式第 1 - 1 号)

平成 年 月 日

農林水産省経営局長
農林水産省地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長

} 殿

(申請者)

住 所

組織名

代表者

㊟

農業主導型 6 次産業化整備事業実施計画承認申請書

農業主導型 6 次産業化整備事業実施要領（平成22年 4 月 1 日付け21経営第7119号農林水産省経営局長通知）第 4 の 2 の（3）の規定に基づき、農業主導型 6 次産業化整備事業実施計画の承認を受けたいので別紙のとおり申請します。

(添付する書類)

1. 農業主導型 6 次産業化整備事業実施計画書（様式第 2 号）
2. 参考 1 に規定する添付資料

(様式第1-2号)

平成 年度 農業主導型6次産業化整備事業実施計画

1 6次産業化法人について

(1)6次産業化法人の概要

6次産業化法人の名称	組織の形態	代表者名	設立年月日
主たる事務所の住所		TEL	
		FAX	

(2)6次産業化法人の構成員

構成員の氏名	年齢	住所・所在地 (都道府県市町村名)	出資金額	出資比率	備考 (農業生産法人である場合)
	才		円	%	
	才		円	%	
	才		円	%	
	才		円	%	
	才		円	%	
			円	%	
			円	%	

(注) 備考欄には、農業生産法人である場合に農地法第2条第3項第2号に掲げる要件のいずれかを記入すること。この場合、常時従事者は「常」、農地等の使用収益権を移転・設定しているときはその旨を記入すること。

(3)6次産業化法人の経営状況

項目	第 期	第 期	第 期(直近)	備考
	平成 年 月 日～	平成 年 月 日～	平成 年 月 日～	
	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
総収入(A)	千円	千円	千円	
総支出(B)	千円	千円	千円	
売上高(C)	千円	千円	千円	
営業利益(D)	千円	千円	千円	
経常利益(E)	千円	千円	千円	
当期利益 (A-B)	千円	千円	千円	
総資本(G)	千円	千円	千円	
自己資本(H)	千円	千円	千円	
総負債(I)	千円	千円	千円	
収支率 (A/B×100)	%	%	%	
総資本経常利益率 (E/G×100)	%	%	%	
売上高経常利益率 (E/C×100)	%	%	%	
負債比率 (I/(H-G)×100)	%	%	%	

- (注) 1 総収入＝売上高＋営業外収益＋特別利益
2 総支出＝売上原価＋販売費及び一般管理費＋営業外費用＋特別損失
3 営業利益＝売上高－売上原価－販売費及び一般管理費
4 経常利益＝営業利益＋営業外収益－営業外費用
5 負債比率＝総負債(他人資本)÷自己資本×100

(4)6次産業化法人の現状及び課題

現状と課題	[概要] [沿革] [商品] [所得] [雇用] [事業に取り組むこととなった背景]
6次産業化の展開方針	[6次産業化の展開方針]

①農業生産

作物・部門別	計画時		目標年度	
	作付面積等	生産量	作付面積等	生産量
	ha	t	ha	t
	ha	t	ha	t
	ha	t	ha	t

②加工(2次産業分野)

作物・部門別	内容	製造量	
		計画時	目標年度
		t	t
		t	t
		t	t

③流通・販売(3次産業分野)

作物・部門別	内容	販売額	
		計画時	目標年度
		千円	千円
		千円	千円
		千円	千円

2 連携法人について

- (1) 連携法人の概要 【1の(1)に準ずる】
- (2) 連携法人の構成員 【1の(2)に準ずる】
- (3) 連携法人の経営状況 【1の(3)に準ずる】
- (4) 連携法人の現状と課題

現状と課題	[概要] [沿革] [商品] [所得] [雇用] [課題]
6次産業化法人との連携内容	[6次産業化法人との連携内容]

農業生産 【1の(4)に準ずる】

3 成果目標及び達成プログラム

(1) 目標設定

項目	計画時 (平成 年度)	1年度目 (平成 年度)	2年度目 (平成 年度)	3年度目 (平成 年度)	4年度目 (平成 年度)
(所得の向上に関する成果目標)					
売上高の増加	千円	千円	千円	千円	千円
	%	%	%	%	%
(雇用の創出に関する成果目標)					
雇用者の増加	人	人	人	人	人
(地域の活性化に関する成果目標)					
[]					

(2) 目標設定の考え方

項目	目標設定の考え方
(所得の向上に関する成果目標)	
売上高の増加	
(雇用の創出に関する成果目標)	
雇用者の増加	
(地域の活性化に関する成果目標)	
[]	

4 整備計画等

(1) 機械・施設等の整備計画

No.	事業主体名	整備内容		工期		機械・施設の 設置・保管住所
		施設名	事業量 (規模、台数等)	着工 年月日	竣工 年月日	
1						
2						
3						
4						
5						

No.	総事業費	負担区分			担保		備考
		国庫補助金	自己資金	その他	金融機関名	償還年数	
1	千円	千円	千円	千円		年	
2							
3							
4							
5							
計							

- (注) 1 工期欄には、申請時にあつては着工及び竣工予定年月日を、実績報告時にあつては実際の着工及び竣工年月日を記入すること。
- 2 担保欄には、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を金融機関から融資を受けようとする場合に記入すること。
- 3 備考欄には、国庫補助率を記入するとともに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には減額した金額を、仕入れに係る消費税相当額がない場合には「該当なし」と、仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
- 4 補助金実績報告時において、承認のあつた事業実施計画のうち整備計画の内容に変更が生じた場合には、本様式の4の(1)整備計画を修正して添付すること。

(2) 事業費低減の方策

施設等名	事業費低減の具体的方策

(3) 関連事業

他の補助事業で整備した機械・施設等

事業名	事業内容	実施年度	利用計画	利用実績	利用率(%)

(4)機械・施設等の利用計画

事業実施主体 (管理主体)	構造・規格	規模・台数	管理運営 従事者	利用(稼働)期間	施設運営に係る 収入/年間(千円)	施設運営に係る 支出/年間(千円)
			職員 人 パート 人		(内訳)	(内訳)

対象作目	稼働計画(処理量)/年間	適正かつ十分な利用が見込まれる理由

(注)1 機械・施設等ごとに作成すること。

2 処理量は機械・施設等に応じて、(t・千円・ha)等を記入すること。

5 費用対効果分析

項目	効果等	備考
総事業費:A(千円)		
1 効果の内訳(年効果額):B(千円)		
(1)直接効果		
①生産向上効果		
②経費節減効果		
③経営基盤保全効果		
④農外所得増加効果		
(2)間接効果		
①地域所得増加効果		
②洪水防止効果		
③水源かん養効果		
④土壌浸食防止効果		
⑤土砂崩壊防止効果		
⑥有機性廃棄物処理効果		
2 直接効果比率:直接効果額/年効果額		
3 廃用損失額:C(千円)		
4 還元率:D		
5 総合耐用年数		
6 妥当投資額:E=B/D-C		
7 投資効率:F=E/A		

(様式第 2 - 1 号)

平成 年 月 日

農林水産省経営局長
農林水産省地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長 } 殿

(申請者)

住 所

組織名

代表者

㊟

農業主導型 6 次産業化整備事業自己点検報告書

農業主導型 6 次産業化整備事業実施要領（平成22年 4 月 1 日付け21経営第7119号農林水産省経営局長通知）第 5 の 1 の規定に基づき、農業主導型 6 次産業化整備事業に係る自己点検を行ったので、別添のとおり報告します。

(添付する書類)

農業主導型 6 次産業化整備事業自己点検報告書（様式第 2 - 2 号）

3 施設の利用計画に対する利用状況

(1) 施設等の利用状況について

施設等名 (規模) [連携法人]	施設等名	利用年度			
		1年度目 (平成 年度)	2年度目 (平成 年度)	3年度目 (平成 年度)	4年度目 (平成 年度)
()	利用計画(A)				
	利用実績(B)				
	利用割合(C) = (B) / (A)	%	%	%	%
()	利用計画(A)				
	利用実績(B)				
	利用割合(C) = (B) / (A)	%	%	%	%

(2) 施設等の利用状況についての所見

[の利用状況について]

4 6次産業化法人と連携法人の取引状況について

5 改善措置等 (計画値に到達しなかった場合に記入すること。)

(1) 成果目標について

(2) 施設等の利用状況について

(様式3号)

農業主導型6次産業化支援整備事業点検評価書(平成 年度分)

地方農政局等名

6次産業化法人の名称	設立年月日	代表者名	構成員数
主たる事務所の住所			TEL
			FAX

1 事業の実施状況に対する所見

[取組状況について]

[経営状況、事業による変化等について]

2 成果目標の達成状況に対する所見

項目	所見
(所得の向上に関する目標) 売上高について	
(雇用の創出に関する目標) 雇用者の増加	
(地域の活性化に関する目標) []	

3 施設等の利用状況についての所見

[の利用状況について]

4 6次産業化法人と連携法人の取引状況についての所見

5 改善措置等に対する所見及び指導内容

(1) 成果目標について

(2) 施設等の利用状況について

(参考1)

農業主導型6次産業化整備事業実施計画（様式1-2号）に添付する資料

添付する書類

[事業実施計画書の記載内容を確認する資料（応募申請時に必要な資料）]

- 1 事業実施主体の経営状況が明らかとなる資料（直近3年間分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）、監査報告書等）
- 2 組織の形態や構成が明らかとなる資料（登記事項証明書、定款、規約、農業委員会が証明する書類等）
- 3 農業経営を改善しようとするのが明らかとなる資料（農業経営改善計画等）
- 4 事業費の根拠が明らかとなる資料（見積書、カタログ等）
- 5 機械・施設等の利用計画の根拠となる資料
- 6 費用対効果分析の根拠となる資料
- 7 商品、技術（認証制度等）等を説明する資料
- 8 作付面積、生産量、製造量、販売額等が明らかとなる資料

[施設等の整備内容を確認する資料]

- 1 機械・施設等の規模決定基礎資料
- 2 機械・施設等の建設費算定根拠
- 3 機械・施設等の維持管理計画
- 4 機械・施設等の整備予定位置図、配置図、平面図等の図面

[特認事業の整備内容を確認する資料]

- 1 特認事業を実施する場合は必要性等を整理した資料
- 2 複合経営促進施設にあっては、栽培機能の他に育苗機能並びに防除、土づくり、資材保管等の方法を整理した資料

[事業資金等を確認する資料]

- 1 資金調達の確実性を確認できる資料（融資確約書等）及びその償還計画書
- 2 融資を除く自己資金が明らかとなる資料（預金残高証明書等）

[用地の確保、周辺環境等への影響を確認する資料]

- 1 土地の権利移動を証明する資料（農地にあっては農地法3条、4条、5条の許可申請書等）
- 2 機械・施設等の整備に必要な開発許可等（農村振興、環境、衛生等の関係部局への意見照会や指導等）が明らかとなる資料

[事業概要や取引状況等を確認する資料]

- 1 事業のフロー図等、実施状況又は連携関係等を説明する資料
- 2 販路確保が明らかとなる資料（取引契約等。連携法人と連携する場合にあっては目標年度までの期間以上の契約書等）

[その他]

その他、地方農政局長等が事業実施計画の承認に当たり必要とする資料

(参考2)

農業主導型6次産業化整備事業の補助対象機械・施設等

補助対象施設の種類	補助対象施設等名	整備内容
加工・流通・販売等に関する機械・施設等	農畜産物集出荷貯蔵施設	野菜、果樹等の選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械、建物等及びこれらの附帯施設
	農畜産物加工施設	処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械施設及びこれらの附帯施設
	農畜産物販売施設	販路拡大用、鮮度保持用、貯蔵用施設等及びこれらの附帯施設
	農畜産物提供施設	農畜産物を活用した食材の供給のために必要な加工室、貯蔵室、処理加工機械施設等及びこれらの附帯施設
	未利用資源活用施設	農業副産物、農業廃棄物、太陽熱等地域における未利用資源をエネルギー化するために必要な施設、廃棄物燃料化施設等及びこれらの附帯施設
	建物用地整備	施設の整備のための用地の整備・造成
生産に関する機械・施設等	簡易土地基盤整備	障害物除去、深耕、整地、客土、暗きょ排水、かんがい排水、農道整備、有機物投入等の簡易な整備
	農業用水施設	水源施設、貯水施設、配管、ポンプ等及びこれらの附帯施設
	高生産性農業用機械施設	整理合理化通知の記に基づき交付の対象となる農業用機械施設及びこれらの附帯施設（沖縄県においては、その他の農業用機械施設及びその附帯施設を含む。）
	乾燥調製貯蔵施設	乾燥機、糶摺り機、袋詰め機、色彩選別機、貯蔵施設、建物等及びこれらの附帯施設
	育苗施設	水稲、野菜等の共同育苗施設及び附帯施設
	高品質堆肥製造施設	堆肥製造用機械施設、堆肥保管用施設等及びこれらの附帯施設
	新技術活用種苗等供給施設	育苗・増殖用施設、培養検定用施設及びこれらの附帯施設
特認施設等	上に掲げる機械・施設等以外であって、地方農政局長等が特に必要と認める機械・施設等及びこれらの附帯施設（連携法人にあつては、生産に関するものに限る。）	

(参考3)

農業主導型6次産業化整備事業実施計画等記入単位一覧表

補助対象施設等名	事業量の記入単位	利用計画等の記入単位
農畜産物集出荷貯蔵施設	施設の棟数、延べ床面積による。 (棟、m ²)	集出荷量(t)、貯蔵量(t)等
農畜産物加工施設	施設の棟数、延べ床面積による。 (棟、m ²)	処理量(t)等
農畜産物販売施設	施設の棟数、延べ床面積による。 (棟、m ²)	販売金額(千円)等
農畜産物提供施設	施設の棟数、延べ床面積による。 (棟、m ²)	処理量(t)、販売金額(千円)等
未利用資源活用施設	施設の棟数、延べ床面積による。 (棟、m ²)	適宜記入
農業用水施設	農業用水施設の受益面積、施設箇所数、延長による。(ha、箇所、m)	灌水した回数、受益実面積、供給水量(ha、箇所、t)
高生産性農業用機械施設	施設の棟数、延べ床面積、馬力、台数等整備内容に即して記入する。(棟、m ² 、ps、台等)	作業面積(ha)等
乾燥調製貯蔵施設	施設の棟数、延べ床面積による。 (棟、m ²)	処理量(t)、貯蔵量(t)等
育苗施設	施設の棟数、延べ床面積による。 (棟、m ²)	適宜記入
高品質堆肥製造施設	施設の棟数、延べ床面積による。 (棟、m ²)	処理量(t)等
新技術活用種苗等供給施設	施設の棟数、延べ床面積による。 (棟、m ²)	適宜記入
特認施設等	適宜記入	適宜記入